

# 令和7年度女性の農業スキル向上講座開催業務委託仕様書

## 1 目的

女性農業者の活躍は、地域農業・農村の活性化を進める上で重要であることから、女性農業者のより一層の確保と女性農業者の活躍支援が必要である。しかし、女性の新規就農者の割合や定着率は依然として男性より低く、女性農業者の多くは経営規模が小さく、経営に関与していない人も多数存在する。さらに、県内では女性農業者同士の交流機会が少なく、また、男女を問わず固定的な性役割分担意識が根強く残っている点も課題となっている。

そこで本業務は、女性の新規就農者や就農希望者の支援を行うとともに、県内女性農業者間のつながりと学びを支援することで、女性の新規就農者の確保と女性農業者のさらなる活躍を図ることを目的として実施する。

## 2 委託業務の内容

### (1) 女性新規就農者確保事業

#### ① 女性を対象とした就農セミナー・農業者と交流会・現地ツアーの開催

- ア 女性新規就農者を確保するため、農業分野で働くことに対する具体的なイメージを持っていただけるよう、就農を希望する女性を対象に、県内農業者を講師として招き、新規就農への意欲を高めるセミナーや交流会を開催するとともに、講師の活動を見学または農業体験できる現地バスツアーを滋賀県内で4回程度実施すること。
- イ 参加者は就農を希望している女性を対象とし、1回のセミナー・交流会・現地ツアーにつき、参集人数は20名程度とすること。
- ウ 講師等の選定については、県と十分に協議し、セミナー・交流会・現地ツアー1回当たり概ね1名選定すること。（講師への謝金等を委託費に含む）
- エ 開催に際して、参加者が講師と意見交換をする場を提供すること。
- オ 参加者にアンケートを実施し、事業効果を把握すること。
- カ 集合・解散場所までの往復旅費、食事代、宿泊費は参加者負担とすること。参加者の宿泊先や交通機関の調整、斡旋は行わないこと。
- キ 参加者には傷害保険に加入させることとし、保険料は受託事業者の負担とすること。

#### ② 女性農業者の学びのミニ講座の開催

- ア 女性農業者の学びの機会を提供するため、県内外から講師を招き、セルフケア・UV対策、SNS・デジタルツールの活用、農業機械（トラクター）の操作の基礎、刈払機の実践講座といった内容の受講生参加型の勉強会を5回程度実施すること。
- イ 受講生は主に県内女性農業者を対象とし、1回の勉強会につき参集人数は10～20名程度とすること。
- ウ 講師等の選定については、県と十分に協議し、講師を勉強会1回当たり概ね1名選定すること。（講師への謝金等を委託費に含む）
- エ 受講生同士が交流できるよう内容を工夫すること。
- オ 受講生にアンケートを実施し、事業効果を把握すること。
- カ 内容によっては、参加者には傷害保険に加入させることとし、保険料は受託事業者の負担とすること。

### (2) しがの農業「女性活躍」応援事業

#### ① 女性の経営チャレンジ塾

- ア 経営規模の小さい女性経営者や経営への関わりを目指す女性農業者を対象に、経営にチャレンジする意欲を醸成するため、経営・資産形成、農業機械整備、販売戦略立案、

- 土づくりといった内容の講座を4回開催すること。
- イ 参集人数は5～10名程度とすること。
- ウ 講師等の選定については、県と十分に協議し、講座1回あたり概ね1～2名程度選定すること。（講師への謝金等を委託費に含む）
- エ 4回すべての講座に受講してもらえよう工夫すること。また、参加者がより効果的に学びが得られるようにすること。
- カ 参加者にアンケートを実施し、事業効果を把握すること。
- キ 内容によっては、参加者には傷害保険に加入させることとし、保険料は受託事業者の負担とすること。

### **(3) 女性が変わるみらいの農業推進事業**

#### **① 女性農業者リーダー育成研修会の開催**

- ア 次世代を担う女性農業者リーダーの育成と女性農業者が新たな試みに挑む意識醸成するため、県内女性農業者を対象とし、県内外を問わず活躍されている農業者のリーダーを講師とし、県内の地域や組織、世代の枠を超えた女性農業者が集まるセミナー・交流会を滋賀県内で2回開催すること。
- イ 参集人数は20～50名程度とすること。
- ウ 講師等の選定については、県と十分に協議し、講師（県内外農業者）を1～2名選定すること。（講師への謝金等を委託費に含む）
- エ 県内の様々な地域、幅広い年代の女性農業者が参加したいと思えるような魅力ある内容、講師・参加者同士が情報交換できるよう工夫すること。
- オ より多くの女性農業者に参加していただくため、開催時期、場所を工夫すること。
- カ 参加者にアンケートを実施し、事業効果を把握すること。

#### **② 意識を変えるセミナーの開催**

- ア 男性も含む農業経営者を主な対象とし、女性が経営に参画するメリットや無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）についての理解を深めるための研修会を1回開催すること。
- イ 約1時間程度で実施すること。
- ウ 研修会の内容を工夫し、参加者がより効果的に理解を深められるようにすること。
- エ 講師等の選定については、県と十分に協議し、講師を1名選定すること。（講師への謝金等を委託費に含む）
- オ 受託事業者自ら収集した情報等を踏まえ、県と協議のうえ講師を1名選定すること。
- カ 参加者にアンケートを実施し、事業効果を把握すること。

### **(4) その他**

- ア 参加者の募集は、チラシの作成・配布による募集のほか、SNS広告、ウェブサイト等の独自ノウハウや手法を活用するとともに、効率的かつ効果的に募集を行うこと。
- イ アンケート調査内容については、検証に必要な事項や効果的な回答の収集方法を検討し、県と協議のうえ決定すること。実施したアンケートについて、集計、分析して県に報告すること。
- ウ 事業の実施については、受託事業者が持つ情報やノウハウを活用すること。効果的に実施できるよう創意工夫を図ること。
- エ 子育て世代が参加することを想定し、託児サービスの設置や開催時間等の工夫をすること。

- オ いずれの事業も滋賀県内において実施すること。
- カ その他、業務の目的を達成するにあたり有効と考えられる内容を自由提案とする。
- キ 連絡調整について、講師との連絡調整を主体的に行い、必要に応じて県に進捗状況を報告する。

#### 4 委託期間

契約締結日から令和8年2月16日（月）

#### 5 委託料

・4,081,000円（消費税および地方消費税含む。）

ただし、委託料の内訳は、以下の通り。

- （1）女性新規就農者確保事業にかかる委託料は1,500,000円（消費税および地方消費税含む）以内とする。
- （2）しがの農業「女性活躍」応援事業にかかる委託料は1,396,000円（消費税および地方消費税含む）以内とする。
- （3）女性が変わるみらいの農業推進事業にかかる委託料は1,185,000円（消費税および地方消費税含む）以内とする。

また、（1）女性新規就農者確保事業、（2）しがの農業「女性活躍」応援事業、（3）女性が変わるみらいの農業推進事業の間の経費の流用は行えない。それぞれについて事業費と管理運営費を分けて記載すること。また、委託業務を完了したときは、速やかに業務実績報告書に委託料精算書を添えて提出すること。

#### 6 成果物

（以下、「成果物」という。）は、次のとおりとする。

##### （1）数量等

ア 報告書（電子データ）

イ 報告書は、打合せ記録簿を作成し添付すること。

ウ 書き込みデータ形式は原則 Microsoft Office 形式とするが、詳細については業務着手時の打合せにより決定する。

##### （2）納入場所

ア 滋賀県農政水産部みらいの農業振興課（〒520-8577 滋賀県大津市京町 4-1-1）

##### （3）納期

ア 令和8年2月16日（月）までに納入すること。

#### 7 業務の実施等について

本委託業務の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- （1）委託業務の内容の詳細は、受託事業者からの提案内容に基づき県と受託事業者で協議のうえ、決定する。
- （2）業務の遂行にあたっては、本業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに、実施スケジュールを県へ提出すること。
- （3）業務の遂行にあたっては、関係法令および適用基準等を遵守するものとする。
- （4）業務の進捗を管理する責任者および連絡員（責任者と連絡員が同一でも可）を置くこと。
- （5）業務の遂行にあたっては、仕様書等に疑義が生じる場合は、双方打ち合わせを行い決定する。
- （6）本仕様書に明示されていない事項であっても、事業目的を達成するために必要と認められる事項には、双方協議の上、受託事業者の負担で実施する。

(7) 委託業務の実施にあたり秘匿情報を第三者には漏らしてはならない。

## 7 著作権等

- (1) 成果物にかかる著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）（以下、「法」という。）第 21 条から第 28 条に規定する権利は、委託料の完済により、受託事業者から県に移転する。なお、県または受託事業者が従前から有していた著作権については、それぞれ県または受託事業者に帰属するものとする。この場合、受託事業者は、県が成果物を利用するために必要な範囲で、県に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。
- (2) 受託事業者は、成果物について、県が自由に使用できるよう、法第 18 条から第 20 条に規定する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって、県に移転する。
- (4) 成果物に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続きを、受託事業者の費用負担で行うこと。なお、第三者から権利の侵害について意義の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、受託事業者の責任と負担において対応すること。
- (5) 受託事業者は、成果物がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証すること。

## 8 その他

- (1) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務終了までに県に返却することとする。
- (2) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (3) 使用する参考文献、資料、写真等については、後日トラブルが生じないよう使用についての確認をとるなど十分注意するとともに出典を明記すること。
- (4) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとする。
- (5) 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容（不要ファイルの添付等がないか）、送信方法（BCC に設定されているか等）を複数の社員でチェックシートを作成して確認すること。また、事前にメール確認者を発注者へ報告すること。
- (6) 本業務は一括再委託禁止とし、一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲および再委託先を書面により県に提示し、協議、承認を得ることとする。ただし、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託事業者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託事業者の責任においてこれを解決することとする。
- (7) 現地調査等を行う場合、原則受託事業者で関係者と連絡をとり実施するものとする。
- (8) 社会情勢により委託業務の実施が困難な場合は、県と協議の上時期および内容等を再検討する。
- (9) 受託事業者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うこと。
- (10) 県は、受託事業者が委託業務の実施にあたり、仕様書について定められた事項に反した場合には委託契約額の一部または全部を返還させる権利を有するものとする。
- (11) 受託事業者は、委託業務に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託業務が終了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間これを保存するものとする。
- (12) その他、本仕様書に明記されていない事項であっても、委託業務内容の効果的な実施の

ために必要な事項については、県と協議の上、受託事業者の負担で実施する。